

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 道路河川維持課

許認可等の内容		法定外公共物使用の許可
根拠法令等及び条項		栃木市法定外公共物管理条例第4条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間について」(平成18年11月24日付道維第168号県道路維持課長 各土木事務所長宛て通知)を準用
	設定等年月日	平成18年11月24日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	3週間
審査 基準	根拠条項	—
	参考事項	建設省所管国有財産管理事務の手引き(栃木県) 建設省所管国有財産取扱規則第21条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>建設省所管国有財産管理事務の手引き(栃木県)抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の場合に限り使用させることができる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①電柱・電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらの類する施設の敷地の用に供するとき。</li> <li>②通路、材料置場、乾場、船揚場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。</li> <li>③一時的に設置する駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。</li> <li>④農地または採草牧草地の用に供するとき。</li> <li>⑤土石(砂を含む)を採取するとき。</li> <li>⑥前各号に掲げる場合のほか、公衆の利便に供する必要がある、また、特に必要やむを得ないと認められるとき。</li> </ol> </li> <li>・ 当該財産の用途及び目的を妨げないこと。</li> <li>・ 容易に原状回復することができるものであること。</li> <li>・ 目的から考慮し最小限度のものであること。</li> <li>・ 水路を暗渠として使用することは原則として認められない。ただし、特にやむを得ないと判断できる場合には、必要最小限の範囲内において許可することができる。</li> </ul>	